

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年5月11日(水曜日)

午前11時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時41分 散会

付託事件

報告第17号, 報告第18号, 報告第19号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 報告第17号 専決処分について(水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ② 報告第18号 専決処分について(東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- ③ 報告第19号 専決処分について(東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例)

2 出席委員(6名)

委員長	田 口 米 蔵 君	副委員長	堀 江 恵 子 君
委員	田 中 真 己 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	袴 塚 孝 雄 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 所長	根 本 一 夫 君	保健福祉部 参事	長 須 賀 良 明 君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
保健福祉部 参事兼保健 センター所長	大 曾 根 明 子 君	福祉総務課長	小 山 忠 君
生活福祉課長	斉 藤 博 之 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	谷 津 好 行 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健所準備 課長	小 林 秀 一 郎 君		
消防長	清 水 修 君	消防次長	大 津 孝 司 君

消防本部技監	綿	引	信	明	君	消防本部 参事兼 消防総務課長	小	泉	直	紀	君
消防本部 参事兼 消防救助課長	大	越	唯	行	君	北消防署長	鈴	木		豊	君
南消防署長	石	川		隆	君	火災予防課長	大	内	康	弘	君
救急課長	石	田	宏	一	君						
教育長	本	多	清	峰	君	教育部長	七	字	裕	二	君
教育委員会 事務局教育部 参事	今	川	宗	男	君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴	木	秀	樹	君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 中央図書館長	五	上	義	隆	君	総合教育研究 所長	小	野	司	寿男	君
教育企画課長	三	宅		修	君	幼児教育課長	鈴	木		功	君
学校施設課長	埜		敏	之	君	生涯学習課長	大	澤	秀	樹	君
歴史文化財 課長	白	石	嘉	亮	君	総合教育 研究所副所長	小	川	佐	栄子	君
内原中央公民 館長	龍	田		理	君						
6 事務局職員出席者											
書記	嘉	成	将	大	君	書記	大	内	し	おり	君

午前11時 1分 開議

○田口委員長 引き続き御苦労さまです。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、報告第17号ほか2件であります。

お諮りいたします。

審査の進め方につきましては、初めに、執行部に提出議案等の説明を求め、次に、順次、質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。

この際、当委員会に付託となっております報告第17号ほか2件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案等の説明を願います。

初めに、報告第17号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①の9ページをお開き願います。

報告第17号 専決処分について御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、10ページのとおり、平成28年4月1日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容等につきましては、保健福祉部国保年金課提出の文教福祉委員会資料により御説明させていただきます。

最初に、1の改正理由につきましては、平成28年3月31日に地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容でございますが、1点目の課税限度額の改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円にそれぞれ改正したものでございます。

2点目の軽減措置の改正につきましては、低所得世帯に対する国民健康保険税の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて均等割額及び平等割額を7割、5割、2割の軽減を実施しているところでございますが、この軽減措置のうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき加算すべき金額を現行の26万円から26万5,000円に、2割軽減につきましては、被保険者1人につき加

算すべき金額を現行の47万円から48万円に改正し、軽減措置の拡充を図るものでございます。

施行期日は公布の日であります平成28年4月1日としたものでございます。

参考といたしまして、平成28年度からの税率等と、ページを返していただきまして、平成28年度からの軽減判定所得を記載してございますので、御参照願います。

さらに、3ページ、4ページに条例の新旧対照表を、5ページ、6ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○田口委員長 次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①、11ページをお開き願います。

報告第18号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきまして、12ページ、13ページのとおり、平成28年4月1日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健福祉部国保年金課提出の文教福祉委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、平成28年度におきましても、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等の対象地域における被保険者に係る国保税の減免措置に対する国の財政支援が、対象者を変更して延長されることに伴い、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正の内容でございますが、減免の対象年度は平成28年度分でございます。

減免の内容は、避難指示区域等に住所を有していた納税義務者について、帰還困難区域等及び被保険者の基準所得金額の合計が600万円を超える上位所得層の世帯を除く旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点、旧避難指示解除準備区域に住所を有していた納税義務者につきましては、平成28年度分の税額を免除するものでございます。

また、平成27年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域に住所を有していた上位所得層の納税義務者につきましては、平成28年度分の税額のうち、4月分から9月分までに相当する月割算定額を減免するものでございます。

(3)の減免の申請期限は平成29年3月31日としております。

(4)の経過措置といたしまして、避難指示区域等に住所を有していた納税義務者について、平成28年4月1日以後の日が納期限となっている平成27年度分の保険税につきましても、本年度中に申請のあったものにつきましては減免することとしております。

3の施行期日につきましては、公布の日であります平成28年4月1日としております。

ページを返していただきまして、2ページに国が示しました避難指示区域の概念図を記載しておりますので、ごらん願います。

まず、右下の楢葉町の粗い網かけになっている部分は、平成27年9月に避難指示解除準備区域が解除された区域でございます。そのほかの太線で囲まれた網かけとなっている地域が避難指示区域となっております。

また、資料におきまして、3ページから5ページに条例の新旧対照表を、6ページ、7ページに関係法令の参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○田口委員長 次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の15ページをお開き願います。

報告第19号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例を、議案書①16ページにございますが、別紙のとおり平成28年4月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容等につきましては、介護保険課提出の報告第19号参考資料によりまして御説明いたします。

資料のほうになります。初めに、1、改正理由でございますが、平成28年度におきましても、福島原発事故に伴います保険料の減免措置に対する国の財政支援が対象者を変更して延長されることになりましたことから、専決処分により、関係条例の一部を改正したものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、(1)減免となる保険料は平成28年度分の介護保険料で、(2)保険料の減免の中身は、帰還困難区域等と上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有していた被保険者につきまして、平成28年度分の保険料を免除いたします。

また、平成27年度に指定が解除されました楢葉町ではございますが、旧避難指示解除準備区域に住所を有していました被保険者につきましても平成28年度分の保険料を免除いたしますが、上位所得層につきましては平成28年4月分から9月分までの半年分のみを減免いたします。

(3)以降は国保のほうと内容的には同一となりますが、(3)減免の申請期限は平成29年3月31日、(4)経過措置としまして、平成28年4月1日以降の日を納期限とする平成27年度分の保険料を減免いたします。

3の施行期日につきましては、公布の日であります平成28年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページ、3ページが新旧対照表、最後の4ページが参照条文となっておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○田口委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、報告第17号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、

質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 主に4点質問したいと思っております。よろしく申し上げます。

本専決処分についてはですね、前の定例会の最終日の委員会でそういう方向性が示されて、若干質疑をしたんですけども、改めて正式な議案となったものですから質問させていただきたいと思います。

まず第1点なんですけれども、今回限度額を改正する、つまり引き上げるということではありますが、1ページ下段のですね、参考の表にございますけれども、医療保険分、後期高齢者支援金分について、それぞれ2万円ずつ、合計4万円、個人の該当者は値上げになるわけですけれども、そもそもこの間ですね、限度額の引き上げというのが繰り返されてきたように記憶しておりますが、その経過がどうなっていたかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

これまでの国保税の限度額の引き上げの経過でございますけれども、平成26年度から申し上げますと、平成26年度が81万円、平成27年度が85万円、そして今回平成28年度が89万円ということになってございます。

それと、すみません、ただいまの私どものほうの国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明の中で、地方税法施行令の改正の期日を平成28年3月1日と御説明させていただきましたが、平成28年3月31日に訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 今課長さんの説明では、平成26年度81万円、平成27年度85万円で、今回89万円ということで、毎年4万円ずつですね、値上げになっているわけですが、もうちょっとさかのぼりますと、平成25年度は77万円でした。その前は平成22年度には69万円でしたので、それと比べますと6年間で実に20万円値上げになるという大変な負担増じゃないかと私は思うんですけども、この影響を受ける世帯というのはどれくらいあるのか。医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で該当世帯はもちろん違うと思いますが、その点がわかればお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の限度額の改正によりまして、改正後の限度額に対する世帯の数でございますけれども、前年度と比べまして、今回の改正に伴いまして限度額に達する世帯は医療保険分につきましては64世帯減りまして、約1,020世帯、それから後期高齢者支援金分につきましては、前年度と比べて206世帯減って、約870世帯になるものと見込んでおります。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、この方々が値上げになるわけですが、全体としての影響額というのはわかりますでしょうか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 今回の限度額の改正に伴う影響額といたしましては約3,700万円の歳入増となるものと見込んでおります。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そこでですね、その是非の問題なんですけれども、国保の会計の経過全体を見ますとですね、かつて約25億円もあった累積赤字が解消し、平成26年度は単年度収支で黒字になっているということを聞いております。終わったばかりですけれども、平成27年度もですね、黒字の見込みということでしたけれども、どういう結果になっているのか、平成26年度の黒字額と平成27年度の黒字額についてお示しいただければというふうに思います。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 平成27年度の決算につきましてはまだ確定しておりませんので、平成26年度の決算の状況で申し上げますと、国民健康保険会計の収支につきましては約4億円の黒字となっております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 それについてはですね、6億円規模の一般会計繰り入れ充当をしたということをお合わせれば10億円の黒字というふうにも言えるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

平成26年度単年度の収支で見ますと、委員が今おっしゃったとおり、約9億円の黒字ということでございますけれども、前年度の繰り上げ充当金約6億円を加えますと、先ほど申し上げたとおり、収支といたしましては約4億円の黒字というようなことでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 それでですね、国保会計については平成28年度からの税率改正は見送るということでありました。値上げはしなかったわけですが、今おっしゃったような黒字会計の傾向に入ったという段階にあるわけですね。そういうときに、今繰り上げ充当分を除いても4億円は黒字というお話がありましたが、私の試算では1世帯1万円引き下げには5億円ぐらい繰り入れればできるということで、今の会計の黒字状況、あるいは一般会計のいわゆる財政調整基金の約97億円ですか、余裕がある状況を見ればですね、値上げをしなかったことはよかったけれども、引き下げるべきじゃないかということをおし上げてみました。そういう状況を見ますとですね、課税限度額について値上げをする必要はないのではないかと私は思うんですけれども、いかがかということになります。

特に今回、一般会計繰り入れについてはですね、税率を据え置くという検討をしていた段階では6億円以上を入れようという計画だったわけですが、国の支援金などが5億円ぐらい来たということもあって、実際は3億5,000万円という予算、予算審議でもそういう議論をしましたけれども、そういう状況にあるわけですね。一般会計の繰り入れの被保険者1人当たりの金額がどれくらいかと、私も県内自治体をいろいろ比較してみたんですけれども、過去5年、大体1万円から1万2,000円というレベルであります。

今申し上げた今年度予算での3億5,000万円を水戸市の被保険者数で割り返しますと、5,000円弱

ということで、つまり平均から見ると半分程度と言えらるうんですね。そういう状況を見るとですね、限度額の影響額は約3,700万円という話がありましたけれども、そういう規模であるということも見れば、またその負担をなるべくふやさないとこの観点からすればですね、これも据え置くことは少なくともできたんじゃないかというふうにするわけですが、今回この引き上げを提案されたという理由も含めてお聞かせいただければというふうにすると思います。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しました国保の収支4億円の黒字ということにつきましてはですね、一般会計からの多額の繰入金があった結果によるものでございまして、国保税として賄うべき金額は依然として不足している状況で、一般会計からの繰入金がなければ赤字の状況にございます。このため今回地方税法施行令の改正に合わせて課税限度額を改正したものでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 理解できないんですけども、この限度額といつてもですね、そんなに所得が高い方が達するということでもないわけであります。そういう点では、共働きであるとか、あるいは子育て中であるとか、あるいは自営業者であるとか、そういった方がですね、これだけ非常に負担がふえるということで、先ほど申しあげましたように、平成22年度と比べますと年間20万円も国保税が上がるということ、これは8期で取るわけですから、今徴収が始まっていますけれどもね、本当に負担が重いというものであつて、私はこの条例改正には賛同できないということで意見として申しあげておきたいと思ひます。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませぬか。

高倉委員。

○高倉委員 報告第17号につきまして、今回は地方税法の改正によって課税限度額と軽減措置のほうも改正されるということで、今限度額については田中委員さんのほうからちょっと質問がございましたが、(2)の軽減措置の改正について、今回5割、あるいは2割軽減対象の方の加算額がですね、若干ですけども引き上げられて、軽減措置が図られるということなんです、この5割、2割のこの軽減措置の対象になる世帯数と、また従来の改正前の額に比べてどのくらい対象世帯がふえるのかということについてちょっと教えてください。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 高倉委員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の軽減措置の引き上げに伴いまして軽減の対象となる世帯の変化ということでございませぬけれども、まず、医療保険分の5割軽減の世帯につきましては、平成27年度が5,334世帯、これに対しまして改正後は5,428世帯ということで、94世帯がふえる見込みでございませぬ。また、医療保険分の2割軽減につきましては、平成27年度が4,665世帯だったのがですね、改正後は4,793世帯ということで、128世帯がふえるということでございませぬ。後期高齢者支援金分につきましても同数の世帯数の変化ということでございませぬ。

また、介護納付金分につきましては、5割軽減につきましては2,711世帯が2,761世帯ということで、50世帯の増、2割軽減につきましては2,362世帯が2,418世帯ということで、56世帯の増ということで見込んでおります。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 今回の改正で限度額の引き上げということで、もちろん高所得者については若干の負担がふえるということではありますが、やはり一番厳しい、所得の少ない方についてはこういった軽減が図られて、この94世帯、あるいは128世帯、56世帯の方については新たに対象になるということでもありますから、やはりここはそういった面ではそういう方を救済するという観点にも立っているのかなというふうに思います。もちろんですね、引き上げがないほうがいいわけですがけれども、今医療費のほうも本当にふえているという中で、また一般財源から繰り入れているという状況を見ますと、やはり本来であれば特別会計ですから、保険料で賄うべきですがけれども、なかなかそれができないという、この国保の構造的な問題もやはり抱えていると思います。そういった中で、なるべく一般会計から繰り入れるということは、これは二重に支払うこととなりますから、やはり市民の理解というのもなかなか得にくい部分もあると思いますので、今回そういった面ではですね、高所得者の方に若干の負担をお願いして、低所得者の方に対してはそういった救済措置もとられているということであれば、私はこれはやむを得ない状況であるのかなというふうに考えております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、報告第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 報告第18号であります。ちょっとその前にですね、参考資料の冒頭の表記なんですけれど、被災者に対するというフレーズが抜けているのかなと思ったんですけれど、ちょっとそれは後で確認してほしいと思います。

質問はですね、保険税の減免のところなんですけれど、平成27年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域というのは、すなわち榎葉町のことだと思うわけですが、この上位所得者については半年ということで、その他の方々は1年だけれども、半年なわけですね。そうすると、水戸市でのいわゆる該当者というのはどうなったのかと。3月に聞いた気がしましたが、改めて新年度に入ったわけですので、どうなっているのかお聞かせいただきたいと。そういう影響が実際あるのかどうかということですね、お願いいたします。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

榎葉町の対象者の方につきましては、まだ平成28年度の課税内容が確定しておりませんので、平成

27年度の状況で確認しますと、榑葉町の方につきましては該当者が3名ほどいらっしゃいますけれども、上位所得層に該当する方はいないものと今のところ見込んでおります。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、それはわかりました。それ以外のいわゆる水戸にいらっしゃる方全体で対象となる方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 平成27年度の課税内容をもとに確認しましたところ、平成27年度の減免等の対象になった方は12世帯ございました。そのほか平成28年度につきましては、平成27年度に所得超過により対象にならない方が平成28年度に改めて対象になる可能性がございますということで、その方が1世帯、さらに他市から転入された方で該当する方が1世帯ございますので、14世帯が平成28年度は減免に該当するのではないかなということで見込んでございます。

○田中委員 わかりました。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、報告第18号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 条件は今の国保と同じなので特別なんですが、こちらの対象についてだけ聞いておきたいと思うんですけども、同じようにですね、全体と、いわゆる変更される榑葉町ですか、その影響はどういうふうにあるのか、ないのか、お聞かせいただければと思います。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

平成27年度の保険料について減免になっている方は全体では6名いらっしゃいます。榑葉町の方は、今現在いらっしゃいませんので、この後転入した場合は対応しますけれども、現在のところ対象者はいないという状況でございます。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 これは先ほどの報告第18号にもかかわるんですが、今回の改正で、今お話しいただいたように、対象者が少ないながらもいらっしゃるということで、申請しなければ対象とならないわけですから、その方への通知の仕方ですね、本来であれば、少ない人数ですから、申請しなくても対象になるというような措置、本当の意味での救済が必要だと思うんですが、その方への十分な周知が必要だと思うんですけども、どういう形で行っていくのかちょっとお聞かせください。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 高倉委員の御質問のですね、今減免になっている6名の方について今後の周知の方法なんですけれども、条例の中でですね、もう既に対象になっている方はその後の申請を省略することができるような法の整備をしておりますので、今後、今年の6月中旬以降ですね、平成27年分の所得が確定した段階で、対象者の方に減免の通知を差し上げるような形をとらせていただきたいと思います。以上です。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうしますと、通知を出して、やはり改めて申請をしていただく手続が必要なんですか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 その申請をする手続は省略できるようになっておりますので、その必要はございません。以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、報告第19号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案等についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、これより各議案等について御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、報告第17号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 先ほど申しあげましたように、課税限度額の引き上げでありますので、市民負担を約3,700万円ふやすということについては認められません。国保会計が黒字に好転し、一般会計の財政調整基金等ですね、財政も補填している中で市民負担をふやすのではなくて、少なくとも据え置くべきだというふうに考えます。軽減措置の拡充についてはもちろん賛成ですけれども、この限度額の引き上げに引き続いてですね、消費税10%の計画や平成30年度の国保の都道府県化も控えておまして、それに伴う値上げも懸念されるということで、連続値上げになりかねない問題ですので、私は反対をしたいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、報告第17号について採決いたします。

報告第17号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手多数であります。

よって、報告第17号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 減免の延長ですので、賛成したいというふうに思います。と同時にですね、いわゆる原発事故の収束がなかなか見えない。帰還するのも難しいという現状が相当長期にわたるだろうということを見ますと、被災者の立場に立ってですね、水戸市としても1年程度の延長、これは繰り返される可能性はありますけれども、だんだん条件が厳しくなるということにもなりかねないと思いますので、そういったことのないようにですね、関係機関等に求めることもしていただきたいなということを要望して賛成したいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 報告第18号、報告第19号、同じような意見だというふうに思いますけれども、これは原発事故として避難区域が解除されたと、こういうことになったとしてもですね、生活再建に資するような環境というのは整っていないわけですね、この方たちにとっては。ですから、そういったことを考えたときに、やはり水戸に来ていただいている方々については、先ほど申請をしなくても大丈夫だよという、こういうことがありましたけれども、親切丁寧な行政運営を柔軟に図っていただきたいと、こういう意見だけ申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、報告第18号について採決いたします。

報告第18号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、報告第18号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 ないようですので、報告第19号について採決いたします。

報告第19号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、報告第19号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました報告第17号ほか2件についての審査は全て終了いたします。

した。

次に、この際、本会議における委員長報告書についてお諮りいたします。

委員長報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時41分 散会